

福岡市庁舎
浸水時避難確保・浸水防止計画



平成 29 年 1 月（改訂版）

財政局財産有効活用部
財 産 管 理 課

「避難確保計画・浸水防止計画」目次

1	目的及びその適用範囲	1
(1)	計画の目的	1
(2)	計画の対象区域	1
(3)	計画の適用範囲	
2	浸水時の防災体制に関する事項	1
(1)	水害対策本部の構成	1
(2)	任務内容・任務分担表	1
(3)	情報の収集・伝達	1
(4)	警戒活動	1
3	浸水防止に関する事項	2
(1)	浸水防止計画	2
(2)	情報伝達施設の整備	2
(3)	水防資器材の整備・点検	2
(4)	市庁舎地下通路ネットワーク協議会	2
4	浸水時における、来庁者に対する避難誘導に関する事項	2
(1)	避難誘導の時期	2
(2)	避難先・避難経路	2
(3)	避難誘導時の留意点	2
(4)	避難情報の伝達	3
5	浸水時を想定した防災避難訓練の実施に関する事項	4
(1)	防災避難訓練の目的	4
(2)	防災避難訓練に関する計画	4
(3)	防災訓練の実施時期・実施内容等	4
6	浸水時避難確保計画・浸水防止計画の公表に関する事項	4
(1)	計画の公表等	4

【別表】

- 別表 1 福岡市庁舎水害対策本部〈自衛水防組織〉の構成
- 別表 2 情報伝達体制
- 別表 3 福岡市庁舎水害対策本部〈自衛水防組織〉「任務内容・任務分担表」
- 別表 4 情報の収集内容・手段
- 別表 5 警戒活動 ①注意体制
- 別表 6 警戒活動 ②警戒体制（止水板設置体制）
- 別表 7 警戒活動 ③注意体制（止水板設置体制）
- 別表 8 止水板設置体制表 [時間中]
- 別表 9 止水板設置体制表 [時間外]
- 別表 10 浸水防止対策箇所及び保管場所図（1）本庁舎・広場等
- 別表 11 浸水防止対策箇所及び保管場所図（2）北別館
- 別表 12 水防資器材保管場所等
- 別表 13 避難経路図（1）本庁舎地下1階・市庁舎駐車場地下1階
- 別表 14 避難経路図（2）北別館地下1階・市庁舎地下通路・星の広場
- 別表 15 避難誘導サイン
- 別表 16 避難情報伝達文

1 目的及びその適用範囲

(計画の目的)

- (1) この計画は水防法第15条の2第1項及び福岡市地域防災計画（風水害対策編）第2章第1節第6項及び第7項に基づき、福岡市庁舎が天神地下街と接続する不特定多数の者が利用する施設であることから、福岡市庁舎における浸水時の警戒避難体制に関する事項を定め、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止を図ることを目的とする。

(計画の対象区域)

- (2) 本計画の対象区域は、福岡市庁舎地階及び市庁舎地下通路、星の広場、市庁舎駐車場（地下）により構成される区域（以下「市庁舎地下施設区域」という。）とする。

(計画の適用範囲)

- (3) この計画は、福岡市庁舎に勤務又は庁舎及び施設を利用する全ての者に適用する。

2 浸水時の防災体制に関する事項

(水害対策本部の構成)

- (1) 市庁舎地下施設区域における浸水災害に備え、別表1のとおり、水害対策本部（自衛水防組織）を設置する。

(任務内容・任務分担表)

- (2) 前項により設置した水害対策本部（自衛水防組織）の主な任務内容及び任務分担は別表3のとおりとする。

(情報の収集・伝達)

- (3) 情報の収集・伝達体制について別表2のとおり定める。

① 情報の収集体制

浸水の危険性を把握するために、気象情報、河川情報、避難情報等について、別表4のとおり、収集すべき内容、収集の手段を定める。

② 情報の伝達体制

収集した情報から浸水の危険性が予見された時や浸水の予測、避難情報等を入手したときには、別表1・2及び市庁舎地下通路ネットワーク連絡協議会「緊急連絡体制表」により、速やかに情報の伝達を行う。

(警戒活動)

- (4) 市庁舎地下施設区域への浸水の防止や被害の拡大を防ぐため、別表5～7のとおり、状況に応じ段階的に警戒活動を実施する。
なお、その際の班体制は別表8・9のとおりとする。

3 浸水防止に関する事項

(浸水防止計画)

- (1) 前項(4)に定めるとおり、那珂川の稲荷橋の水位が避難判断水位を超えたとき、又は福岡市災害対策本部より、「避難勧告」等が発表されたときは、その情報、状況に応じ、別表10・11のとおり、止水板、土のう等を用いて浸水防止対策を行う。

(情報伝達施設の整備)

- (2) 来庁者及び職員に対し、気象情報や避難情報についての情報を伝達するための放送設備を整備する。

(水防資器材の整備・点検)

- (3) 市庁舎地下施設区域への浸水被害を防止・軽減することを目的とし、別表12のとおり、資器材を整備し、定期的に点検を実施する。
また、保管場所や使用方法について職員等に周知する。

(市庁舎地下通路ネットワーク協議会)

- (4) 平成27年6月、市庁舎と「市庁舎地下通路」を介して接続する近隣事業所間において、「浸水防止・浸水時避難確保対策」に関する情報の共有及び相互協力関係を構築することを目的として発足。
定期的に協議会を開催し、合同訓練等を実施する。
また、当協議会において、緊急時に迅速かつ的確な情報伝達が行えるよう、「緊急連絡体制表」を作成し協議会内で共有する。

4 浸水時における来庁者に対する避難誘導に関する事項

(避難誘導の時期)

- (1) 避難誘導は次の事項を判断基準として開始する。
- ① 福岡市長(福岡市災害対策本部)から「避難勧告」「避難指示」が発令されたとき。
 - ② 局所的豪雨(ゲリラ豪雨)により、地上部の道路冠水が拡大する等、地下浸水の危険が迫ったとき。
 - ③ 那珂川の稲荷橋の水位が避難判断水位を超え、さらに上昇傾向(氾濫危険水位を超える可能性が否定できないとき)にあるとき。

(避難先・避難経路)

- (2) 地上に避難するまでの避難経路については、別表13～15の「避難経路図」及び「避難誘導サイン」のとおり作成し、市庁舎地下施設区域利用者の目に付きやすい場所に標示する。

(避難誘導時の留意点)

- (3) 避難誘導時の留意点を次のとおり定める。
- ① 避難誘導の留意事項

- ア 市庁舎地下施設区域利用者，職員を避難誘導員が避難確保計画で定められた避難先(地上や高層階又は近隣ビル等)へ誘導する。
- イ 避難誘導にあたっては，エレベーター等の昇降機は原則的に使用させない。
- ウ 避難方向や浸水の状況を知らせ，混乱の防止に留意する。
- エ 避難誘導を開始するときは，「市庁舎地下通路ネットワーク協議会」の各事業所等へ連絡する。

② 避難誘導員の留意事項

- ア 携帯用拡声器，懐中電灯，ロープ等の必要資器材を携行し避難誘導にあたる。
 - イ エレベーター等の昇降設備の前，階段，行き止まり通路等に配置し，避難者を安全な地点に誘導する。
 - ウ 高齢者や障がいのある方等を確認した場合は，職員や来庁者の協力を求め，避難を援護する。
 - エ 避難誘導員は最後尾となり，避難が完了したことを確認後退避する。
 - オ 来庁者や職員を決して走らせない。
 - カ 避難誘導員自らパニック状態に巻き込まれないようにする。
- (その他) 職員・警備員と連携して、来庁者の避難誘導を優先する。

(避難情報等の伝達)

- (4) 周知すべき気象情報や避難勧告等の避難情報を入手した際には，別表16のとおり，庁内放送を利用して来庁者及び職員に伝達する。

5 浸水時を想定した防災避難訓練の実施に関する事項

(防災避難訓練の目的)

- (1) 地下浸水時の被害を最小限にするため、職員に対し防災意識の啓発を目的とする防災避難訓練を実施する。また、市庁舎地下施設区域に避難経路図を標示し、来庁者及び職員に周知を図る。

(防災避難訓練に関する計画)

- (2) 地下浸水時に円滑かつ迅速な行動をとるために、浸水防止対策や避難誘導の実地訓練を実施する。また、訓練を通して、防災体制の点検と問題点の抽出を行い、必要に応じて、避難確保計画の是正等を行っていく。

(防災避難訓練の実施時期・実施内容等)

- (3) 防災訓練は、下表のとおり実施する。

対象者	実施内容	実施月
総務・情報班	動員、情報収集伝達（庁内放送等）	5月～6月
警戒・活動班	浸水防止訓練（土のう・止水板設置）	5月～6月
避難誘導班	避難誘導（避難経路の確認）	5月～6月

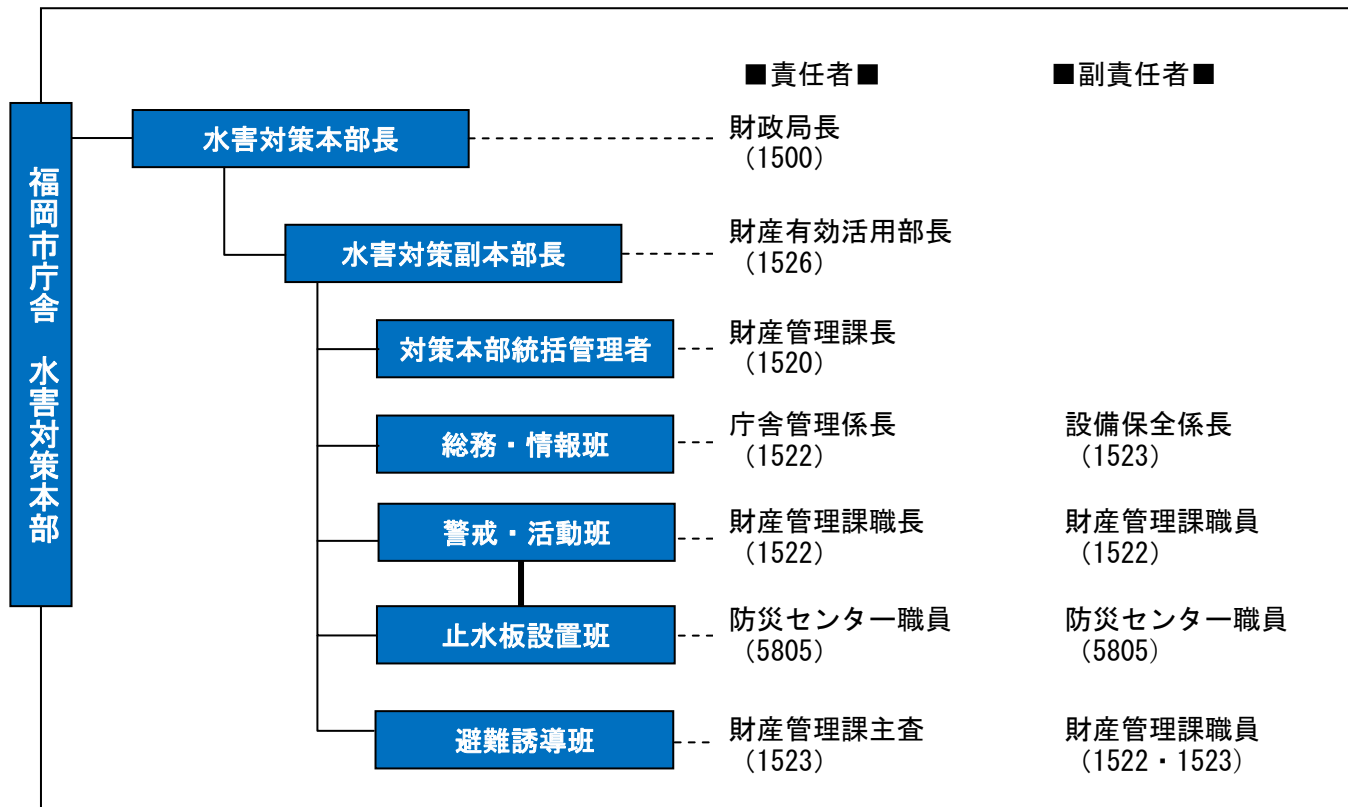
6 浸水時避難確保計画・浸水防止計画の公表に関する事項

(計画の公表等)

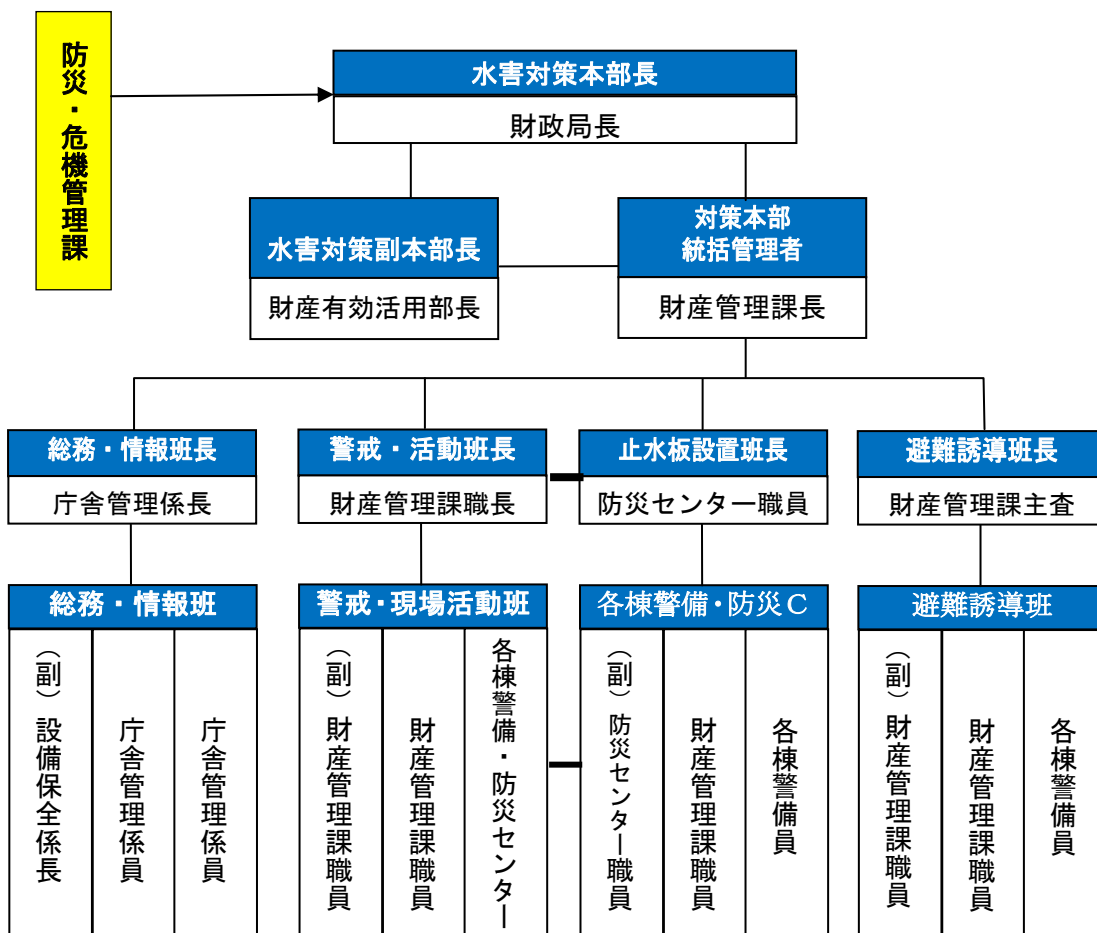
- (1) 作成した計画は、市民局防災危機管理課へ提出し、全庁へ周知を行う。また、市庁舎地下通路ネットワーク協議会内で共有するとともに、本市HP（施設案内・webマップ内）に掲示する。

別 表

別表1 福岡市庁舎水害対策本部（自衛水防組織）の構成



別表2 情報伝達体制



別表3 福岡市庁舎水害対策本部（自衛水防組織）
「任務内容・任務分担表」

組織名称	任務内容
水害対策本部長 (財政局長)	・対策本部の総括指揮（避難勧告等の判断，指示等）
水害対策副本部長 (財産有効活用部長)	・本部長の補佐，本部業務の管理
対策本部統括管理者 (財産管理課長)	・現場対策の統括指揮，本部長への報告
総務・情報班長 (庁舎管理係長) 総務・情報班副班長 (設備保全係長) 班員 (庁舎管理係員)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・河川情報の収集・伝達 ・市庁舎地下通路ネットワーク協議会の各事業所・各関係機関との情報連絡 ・広報全般（報道機関対応・館内放送等） ・報道機関対応その他広報全般 ・休日，夜間の緊急連絡 ・動員計画及び連絡 ・情報の記録 ・その他，庁舎管理全般
警戒・活動班長 (財産管理課職長) 警戒・活動副班長 (財産管理課職員) 止水板設置班長・副班長 (防災センター職員) 班員 (財産管理課職員) (防災センター職員) (各棟警備員)	<ul style="list-style-type: none"> ・現場対策の総合指揮 ・現場状況の情報収集及び総務情報班への連絡 ・庁舎施設への浸水および漏水防止処置 ・水防用資機材の準備・設置 ・電気施設，機械施設の点検と処置 ・排水溝の点検および地上施設の点検と処置 ・被害箇所の応急措置と被害予想箇所の巡回調査 ・止水板・土のうの設置 ・市庁舎駐車場の閉鎖 ・管理シャッター開閉 ・その他水防活動の実施
避難誘導班長 (財産管理課主査) 避難誘導副班長 (財産管理課職員) 班員 (財産管理課職員) (各棟警備員)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難開始の伝達 ・来庁者等の誘導 ・災害時要援護者の避難補助 ・残留者の確認

別表 4 情報の収集内容・手段

情報の内容	収集の手段
避難情報（避難勧告，避難指示等）	防災行政無線
気象情報 （大雨注意報・警報，洪水注意報・警報）	FAX（防災・危機管理課） テレビ，ラジオ，インターネット等
河川情報（河川水位情報）	FAX，河川監視ライブカメラ （防災・危機管理課）
洪水予報，水位到達情報	FAX（防災・危機管理課） インターネット等
地上の状況（庁舎周辺含む）	テレビ，監視カメラ，巡視，目視確認
「市庁舎地下施設区域」の状況	監視カメラ，巡視，目視確認，相互連絡

<インターネット HP>

気象庁

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>

水位情報

<http://www.river.go.jp/>

別表5 警戒活動 ①注意体制

入手情報（発生事象）等	編 成	対 応 内 容
大雨洪水警報の発表	水害対策本部長 水害対策副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害対策本部の設置検討 ・ 情報収集
	対策本部統括管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務・情報班，警戒・活動班，止水板設置班へ体制の準備を確認
	総務・情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象，河川情報の収集・伝達 ・ 動員計画
	警戒・活動班 止水板設置班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土のう・止水板の点検及び準備 ・ 電気・機械施設の点検・防水措置 ・ 排水溝・地上施設の点検

別表6 警戒活動 ②警戒体制（止水板設置体制）

入手情報（発生事象）等	編 成	対 応 内 容
<p>那珂川の稲荷橋の水位が避難判断水位を超えたとき</p> <p>道路の冠水</p>	<p>水害対策本部長 水害対策副本部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害対策本部の設置 ・ 警戒活動の指示 ・ その他必要な指示・対応の検討等
	<p>対策本部統括管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務・情報班，警戒・活動班，止水板設置班への指示・対応の検討等
	<p>総務・情報班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象・河川情報の収集・伝達 ・ 要員の召集（休日・夜間含む） ・ 庁内放送による注意喚起 ・ 報道機関対応その他広報全般 ・ 市庁舎地下通路ネットワーク協議会の各事業所への連絡
	<p>警戒・活動班 止水板設置班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>止水板・土のうの設置</u> (※別表8～11参照) ・ 排水溝・地上施設の点検 ・ 被害予想箇所の巡回調査
	<p>避難誘導班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路の点検・確認 ・ 避難誘導用機材の点検及び準備 ・ 来庁者等の状況把握 <p>※<u>来庁者等に対し注意喚起を行い，高齢者や子供，身障者の方を早めに避難誘導する。</u></p>

別表 7 警戒活動 ③非常体制（止水板設置体制）

入手情報（発生事象）等	編 成	対 応 内 容
	水害対策本部長 水害対策副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員体制の指示 ・ 一般業務停止の指示 ・ 来庁者等の避難誘導の指示 ・ その他必要な指示
	対策本部統括管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務・情報班，警戒・活動班，止水板設置班への指示
那珂川の稲荷橋の水位が 氾濫危険水位を超えたとき 道路冠水の拡大	総務・情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内放送による情報伝達 ・ 各班への活動指示の伝達 ・ 報道機関対応その他広報全般 ・ 市庁舎地下通路ネットワーク協議会の各事業所への連絡
避難勧告（指示）の発令	警戒・活動班 止水板設置班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市庁舎駐車場及び市庁舎地下通路の閉鎖 ・ 水防活動の実施・現地対策の総合指揮 ・ 被害箇所の応急措置 ・ 現地状況を総務・情報班へ連絡
	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難開始の伝達 ・ 来庁者等の避難誘導 ・ 災害時要援護者の避難補助 ・ 残留者の確認 ・ 来庁者等の安全確保（避難時，避難後）

別表 8

止水板設置体制表			
[時間中]			
止水板設置体制とする基準			
※那珂川の稲荷橋の水位が避難判断水位を超えたとき ※稲荷橋 避難判断水位 2.72m (止水板設置開始) 氾濫危険水位 2.93m			
レベル	設置基準	班体制 (最低可能人数)	止水板設置優先順位
警戒体制 (避難準備)	那珂川の稲荷橋の水位が、 避難判断水位を超えたとき	【A班】 (班長) 防災センター職員 1名 (班員) 財産管理課 職員 1名 議会棟警備員 2名 北別館警備員 1名 (計5名)	※防災センター最優先 ①防災センターへの浸水防止 ②ローソン横防災センター連絡階段 ③ふれあい広場・ローソン階段
	道路の冠水	【B班】 (班長) 財産管理課 職員 2名 (班員) 行政棟警備員 2名 (計4名) ※A・B班とも、状況に応じ 財産管理課職員を増員	※少人数で設置可能な場所を優先 ①行政棟北側 防災センター連絡階段 ②広場南側 市庁舎駐車場連絡階段 ③北側緑地 市庁舎駐車場連絡階段
非常体制 (避難勧告等)	那珂川の稲荷橋の水位が、 氾濫危険水位を超えたとき	【A班】 (班長) 防災センター職員 1名 (班員) 財産管理課 職員 1名 議会棟警備員 2名 北別館警備員 1名 (計5名)	※状況により財産管理課長が指示 ①南口スロープ ②北口スロープ ③料金所 ④市庁舎駐車場B3 防水扉 ※①, ②, ③, ④は状況により順番を決定
	道路冠水の拡大 避難勧告(指示)の発令	【B班】 (班長) 財産管理課 職員 2名 (班員) 行政棟警備員 2名 (計4名) ※A・B班とも、状況に応じ 財産管理課職員を増員	※⑤～⑦は比較的高い場所なので ①～④を優先 ※B班は、最初、A班①～④設置を 分業する ⑤星の広場入口 ⑥北別館(4カ所) ⑦ローソン前階段
備考	【止水板設置体制】時の警備・防災センター配置 ・議会棟 受付1名 周辺巡視・止水板設置2名 (※ 止水板設置体制時は監視カメラ配置はなし) ・行政棟 受付1名 周辺巡視・止水板設置2名 ・北別館 受付1名 周辺巡視・止水板設置1名 ・防災センター 排水作業対応1～2名 止水板設置3名 ※ 緊急体制のため、休憩中の人員も対応することを想定 ※ 職員の登庁状況により、各所に随時増員 ※ 市庁舎地下通路ネットワーク協議会の各事業所等へ連絡する		

別表 9

止水板設置体制表				
[時間外]				
止水板設置体制とする基準 ※那珂川の稲荷橋の水位が避難判断水位を超えたとき ※稲荷橋 避難判断水位 2.72m (止水板設置開始) 氾濫危険水位 2.93m				
レベル	設置基準		班体制 (最低可能人数)	止水板設置優先順位
警戒体制 (避難準備)	那珂川の稲荷橋の水位が、 避難判断水位を超えたとき 道路の冠水	財産管理課 職員 の 登庁前	【A班】 (班長)A・B班長兼務 防災センター職員 1名 (班員) 議会棟警備員 2名 (計3名)	※防災センター最優先 ①防災センターへの浸水防止 ②ローソン横防災センター連絡階段 ③ふれあい広場・ローソン階段
			【B班】 行政棟警備員 2名 北別館警備員 1名 (計3名)	※少人数で設置可能な場所を優先 ①行政棟北側 防災センター連絡階段 ②広場南側 市庁舎駐車場連絡階段 ③北側緑地 市庁舎駐車場連絡階段
非常体制 (避難勧告等)	那珂川の稲荷橋の水位が、 氾濫危険水位を超えたとき 道路冠水の拡大 避難勧告(指示)の発令	財産管理課 職員 の 登庁後	【A班】 (班長)A・B班長兼務 防災センター職員 1名 財産管理課 職員 1名 (水防第2配備職員) 議会棟警備員 2名 (計4名)	※状況により財産管理課長が指示 ①南口スロープ ②北口スロープ ③料金所 ④市庁舎駐車場B3 防水扉 ※①, ②, ③, ④は状況により順番を決定
			【B班】 財産管理課 職員 1名 行政棟警備員 2名 北別館警備員 1名 (計4名)	※⑤～⑦は比較的高い場所なので ①～④を優先 ※B班は、最初、A班①～④設置を 分業する ⑤星の広場入口 ⑥北別館 (4カ所) ⑦ローソン前階段
備考	【止水板設置体制】時の警備・防災センター配置 ・議会棟 受付1名 周辺巡視・止水板設置2名 (※ 止水板設置体制時は監視カメラ配置はなし) ・行政棟 受付1名 周辺巡視・止水板設置2名 ・北別館 受付1名 周辺巡視・止水板設置1名 ・防災センター 排水作業対応1～2名 止水板設置3名 ※ 緊急体制のため、休憩中の人員も対応することを想定 ※ 職員の登庁状況により、各所に随時増員 ※ 市庁舎地下通路ネットワーク協議会の各事業所等へ連絡する			

別表 10 浸水防止対策箇所及び保管場所図 (1)

市庁舎平面図

- ① = 警戒体制時の止水板設置箇所
- ② = 非常体制時の止水板設置箇所



北別館 ②

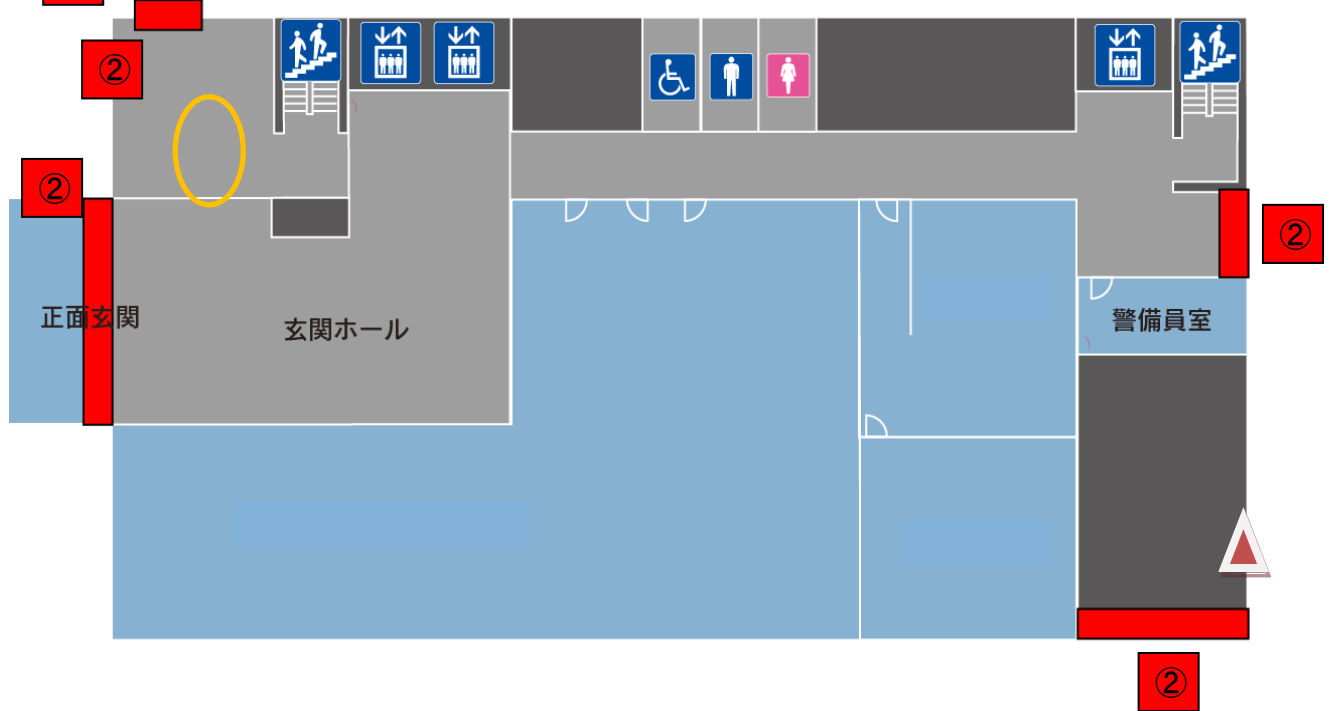


- 止水板設置箇所 (平成 25 年度以前に設置)
- 平成 25 年度に新規に止水板を設置した箇所
- 土のう保管場所 (他に, 防災センター・北別館 B2F 倉庫・行政棟 B1F EPS-A に保管)
- 止水板収納箇所 (他に, 地下サンフラワー裏機械室, 北別館玄関・通用口, C 階段 EPS)

別表 1 1 浸水防止対策箇所及び保管場所図 (2)

北別館 1階平面図

② = 非常体制時の止水板設置箇所



- 止水板設置箇所
- 土のう保管場所
- 止水板収納箇所

別表 1 2 水防資器材保管場所等

資機材名	仕 様	数 量	保管場所
排水ポンプ	120ℓ/分 100V	1	行政棟 B2 機械室
	100ℓ/分 100V	1	
非常用発電機	600~750VA 100V	1	議会棟 B1 旧ボイラー室
水切りワイパー		4	行政棟 B2 ボイラー室
懐中電灯及び電池		15	防災センター及び5号倉庫
ブルーシート	3.6×3.6	5	防災センター及び5号倉庫
長靴	ゴム製	15	防災センター及び5号倉庫
携帯用拡声器	電池式	2	防災センター
トラロープ		3	防災センター・各棟警備室
止水板	アルミ又は ステンレス製	14	※ 行政棟警備室他
防水扉	手動式スライド扉	1	地下駐車場 B3
土のう（財産管理課）	吸水式	100	※防災センター他
土のう（財産管理課）	砂入り	30	※北別館 B1 他
土のう（河川管理課）	多機能	100	※水防倉庫
土のう（防災センター）	給水マット型	43	行政棟 B1 EPS-A
土のう（防災センター）	給水マット型	8	北別館 B2 機械室内倉庫
土のう袋	（白）（茶）	37	防災センター及び5号倉庫

※ 印は別表 1 0 ・ 1 1 参照

別表 1 3 避難経路図 (1)

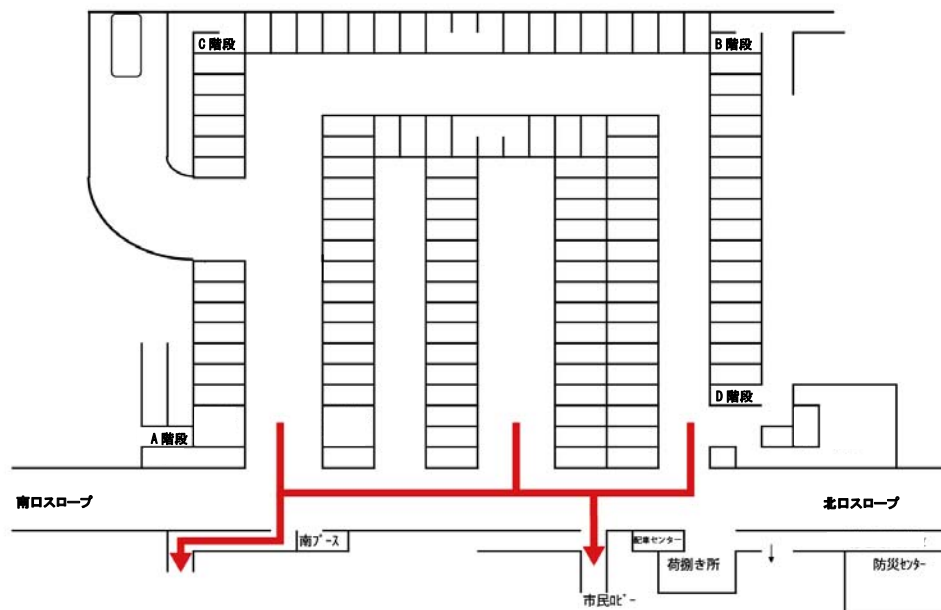
本庁舎 地下1階 避難経路図



避難放送があった場合は、矢印の方向へ避難してください。
 (本庁舎 1 F 市民ロビーへの経路。)



市庁舎駐車場 地下1階 避難経路図



避難放送があった場合は、矢印の方向へ避難してください。
 (本庁舎 1 F 市民ロビーへの経路。)

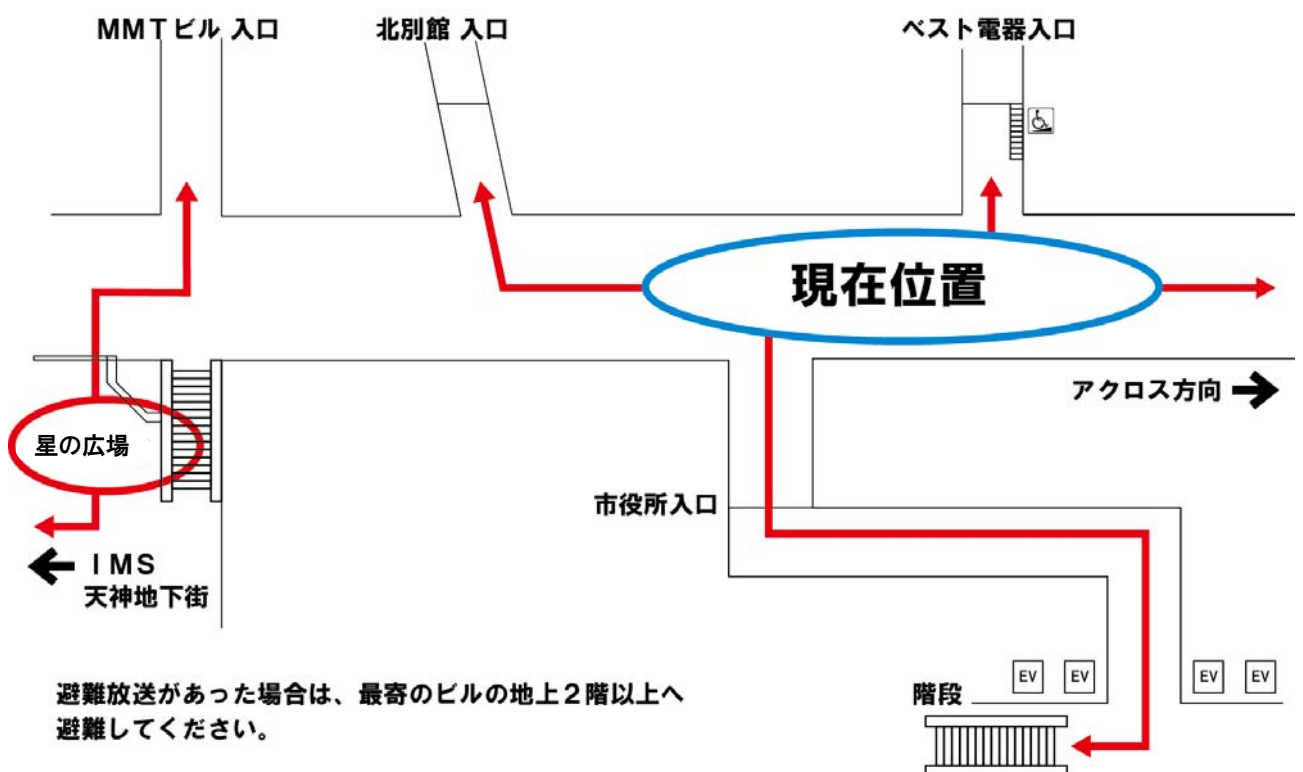
別表 1 4 避難経路図 (2)

北別館 地下1階 避難経路図



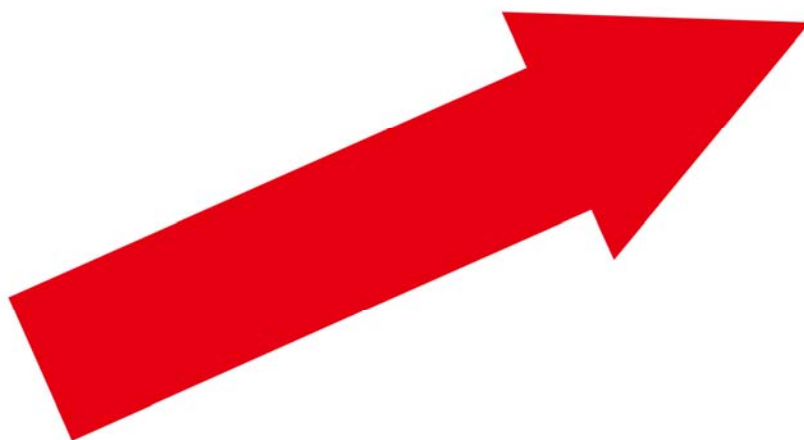
避難放送があった場合は、矢印の方向へ避難してください。
(北別館 1 F 市民ロビーへの経路。)

市庁舎地下通路・星の広場 避難経路図



避難放送があった場合は、最寄のビルの地上2階以上へ避難してください。

**地下浸水時
避難経路**



別表 16 避難情報伝達文

内 容

〈避難勧告放送内容〉

① 『こちらは、福岡市庁舎防災センターです。

福岡市災害対策本部より避難勧告の発令がありました。

福岡市庁舎の地下施設にいる方は、避難誘導員の指示に従い、市庁舎の2階以上、又は最寄りのビルの2階以上へ避難してください。』

『繰返しお知らせします。』

『こちらは、福岡市庁舎防災センターです。

福岡市災害対策本部より避難勧告の発令がありました。

福岡市庁舎の地下施設にいる方は、避難誘導員の指示に従い、市庁舎の2階以上、又は最寄りのビルの2階以上へ避難してください。』

続けて②へ

② 『避難の際は、エレベータは使用せず、階段により避難してください。

決して走らないでください。

避難誘導員の指示する方向へゆっくりとお進みください。

援護が必要な方は、お近くの職員に声をかけてください。

援護を要する方の近隣におられる方は、ご支援をお願いします。』

※ 再度①・②を繰り返す

※ 地上周辺が著しく危険な場合：

『こちらは、福岡市庁舎防災センターです。

現在、地上外部は大変危険な状況となっています。

市庁舎の3階以上、又は最寄りのビルの3階以上へ避難してください。』



**福岡市庁舎
浸水時避難確保・浸水防止計画**

平成29年1月 改訂

**福岡市財政局財産管理課
092-711-4173
zaisankanri.FB@city.fukuoka.lg.jp**